

令和8年2月2日招集

第2回天草市議会（定例会）議案書

天草市

令和8年第2回天草市議会（定例会）議案

議案番号	件 名	提出年月日	議決年月日	議決の結果
報告第1号	専決処分事項の報告について	令和8年 2月2日		
議第3号	専決処分事項の承認について（令和7年度天草市一般会計補正予算第11号）	〃		
議第4号	機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	〃		
議第5号	天草市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃		
議第6号	天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	〃		
議第7号	天草市立小中学校適正規模適正配置審議会条例の制定について	〃		
議第8号	工事請負契約の変更について	〃		
議第9号	第3次天草市総合計画後期基本計画の策定について	〃		
議第10号	天草市過疎地域持続的発展計画の策定について	〃		
議第11号	指定管理者の指定について（天草市地区コミュニティセンター52施設）	〃		
議第12号	指定管理者の指定について（天草市本渡水産物荷さばき施設）	〃		
議第13号	指定管理者の指定について（天草市下田温泉センター）	〃		
議第14号	令和7年度天草市一般会計補正予算（第12号）	〃		
議第15号	令和7年度天草市病院事業会計補正予算（第3号）	〃		

議案番号	件 名	提出年月日	議決年月日	議決の結果
議第 16 号	令和 7 年度天草市下水道事業会計補正予算（第 7 号）	令和 8 年 2 月 2 日		
議第 17 号	令和 8 年度天草市一般会計予算	〃		
議第 18 号	令和 8 年度天草市国民健康保険特別会計予算	〃		
議第 19 号	令和 8 年度天草市介護保険特別会計予算	〃		
議第 20 号	令和 8 年度天草市後期高齢者医療特別会計予算	〃		
議第 21 号	令和 8 年度天草市浄化槽市町村整備推進事業特別会計予算	〃		
議第 22 号	令和 8 年度天草市国民健康保険診療施設特別会計予算	〃		
議第 23 号	令和 8 年度天草市斎場事業特別会計予算	〃		
議第 24 号	令和 8 年度天草市一町田財産区特別会計予算	〃		
議第 25 号	令和 8 年度天草市新合財産区特別会計予算	〃		
議第 26 号	令和 8 年度天草市病院事業会計予算	〃		
議第 27 号	令和 8 年度天草市水道事業会計予算	〃		
議第 28 号	令和 8 年度天草市下水道事業会計予算	〃		

報告第1号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年2月2日提出

天草市長 馬場 昭治

- 1 事故発生日時 令和7年6月11日（水曜日）午後9時頃
- 2 事故発生場所 天草市楠浦町23番地1（錦島運動広場）付近（県道錦島釜線）
- 3 和解の相手方 天草市在住者（車両保有者）
- 4 事故の概要 上記日時及び場所において、本市消防団員が運転する消防積載車から落下した資機材に、走行中の相手方車両が接触し、損害を与えた。
- 5 損害賠償の額 200,596円
- 6 和解事項 当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。

議第 3 号

専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、令和 7 年度天草市一般会計補正予算（第 11 号）について、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和 8 年 2 月 2 日提出

天草市長 馬場 昭治

（提案理由）

専決処分したときは、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、議会に報告し、その承認を得る必要がある。

天草市専決第2号

専 決 処 分 書

令和7年度天草市一般会計補正予算（第11号）を地方自治法（昭和22年法律第67号）
第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和8年1月21日

天草市長 馬場 昭治

（専決処分の理由）

令和8年2月8日に執行される衆議院議員総選挙に係る経費について、その予算措置に急を
要するが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により
専決処分する。

令和7年度天草市一般会計補正予算（第11号）

令和7年度天草市の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 61,651 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 68,408,678 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 県支出金		4,772,614	61,651	4,834,265
	3 県委託金	257,545	61,651	319,196
補 正 さ れ な か つ た 款 項 に 係 る 額		63,574,413		63,574,413
歳 入 合 計		68,347,027	61,651	68,408,678

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		12,355,553	61,651	12,417,204
	5 選挙費	168,716	61,651	230,367
補 正 さ れ な か つ た 款 項 に 係 る 額		55,991,474		55,991,474
歳 出 合 計		68,347,027	61,651	68,408,678

議第4号

機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定するものとする。

令和8年2月2日提出

天草市長 馬場 昭治

機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例

(天草市交通安全対策会議条例の一部改正)

第1条 天草市交通安全対策会議条例（平成18年天草市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第5条中「地域振興部まちづくり支援課」を「地域振興部地域創造課」に改める。

(天草市まちづくり審議会条例の一部改正)

第2条 天草市まちづくり審議会条例（平成18年天草市条例第295号）の一部を次のように改正する。

第8条中「地域振興部まちづくり支援課」を「地域振興部地域創造課」に改め、「、総務市民課」を削る。

(天草市生活安全条例の一部改正)

第3条 天草市生活安全条例（平成19年天草市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第14条中「地域振興部まちづくり支援課」を「地域振興部地域創造課」に改める。

(天草市公共事業の再評価に関する条例の一部改正)

第4条 天草市公共事業の再評価に関する条例（平成18年天草市条例第303号）の一部を次のように改正する。

第14条中「建設部建設総務課」を「建設部建設政策課」に改める。

(天草市住居表示審議会条例の一部改正)

第5条 天草市住居表示審議会条例（平成18年天草市条例第244号）の一部を次のように改正する。

第8条中「建設部都市計画課」を「建設部建設政策課」に改める。

(天草市都市計画審議会条例の一部改正)

第6条 天草市都市計画審議会条例（平成18年天草市条例第304号）の一部を次のように改正する。

第7条中「建設部都市計画課」を「建設部建設政策課」に改める。

(天草市景観条例の一部改正)

第7条 天草市景観条例（平成20年天草市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第30条中「建設部都市計画課」を「建設部建設政策課」に改める。

(天草市都市計画マスタープラン策定審議会条例の一部改正)

第8条 天草市都市計画マスタープラン策定審議会条例（平成24年天草市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第8条中「建設部都市計画課」を「建設部建設政策課」に改める。

(天草市建築審査会条例の一部改正)

第9条 天草市建築審査会条例（平成23年天草市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第5条中「建設部建築課」を「建設部建築住宅課」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(提案理由)

組織機構の変更に伴い、関係条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第5号

天草市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

天草市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和8年2月2日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

天草市職員の給与に関する条例（平成18年天草市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項第2号中「次の表」を「支給単位期間につき、3万8,700円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則」に改め、同号の表を削り、同条中第7項を第8項とし、第6項中「自動車等」の次に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「最初の月」の次に「（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあっては、その翌月）」を加え、同項を同条第5項とし、同条第3項中「及び前項第2号に定める額」を「、第2項第2号に定める額及び前項第1号に定める額」に、「同項」を「前2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。以下「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額
- (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(提案理由)

国の人事院勧告等を踏まえ、通勤手当の見直しを行うため、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 6 号

天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 2 月 2 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

天草市国民健康保険税条例（平成 18 年天草市条例第 56 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「及び介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「介護納付金」という。」の次に「及び子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の 1 号を加える。

(4) 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（熊本県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第 2 条に次の 1 項を加える。

5 第 1 項第 4 号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する 18 歳以上被保険者（法第 703 条の 4 第 30 項に規定する 18 歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した 18 歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。

第 9 条の次に次の 3 条を加える。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額）

第 9 条の 2 第 2 条第 5 項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に 100 分の 0.27 を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額）

第9条の3 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,400円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額）

第9条の4 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について100円とする。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の天草市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（提案理由）

地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正に伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 7 号

天草市立小中学校適正規模適正配置審議会条例について

天草市立小中学校適正規模適正配置審議会条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 2 月 2 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市立小中学校適正規模適正配置審議会条例

(設置)

第 1 条 天草市立小学校及び天草市立中学校（次条において「小・中学校」という。）におけるより良い教育環境を整備し、充実した学校教育の実現を図るため、天草市立小中学校適正規模適正配置審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、天草市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じて小・中学校の適正規模及び適正配置に関する事項について調査審議し、教育委員会に答申するとともに、必要な意見を述べることができる。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 25 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 識見を有する者

(2) 前号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から第 2 条の規定による答申の日までとする。

2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

附属機関を設置するには、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により、条例を制定する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 8 号

工事請負契約の変更について

令和 7 年 1 月 27 日議決された議第 2 号「工事請負契約の締結について」の一部を次のように変更するものとする。

令和 8 年 2 月 2 日提出

天草市長 馬場 昭治

「契約の金額 409,329,800円」を「契約の金額 346,890,517円」と、「名称 株式会社 IHI インフラ建設 九州支店」を「名称 株式会社 IHI インフラシステム 九州支店」と、「代表者 支店長 池田 知明」を「代表者 支店長 松永 勉」とする。

(提案理由)

瀬戸歩道橋機械設備更新工事において、工事内容の変更に伴い契約金額を減額する必要が生じたため、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第9号

第3次天草市総合計画後期基本計画の策定について

第3次天草市総合計画後期基本計画を別冊のように定めるものとする。

令和8年2月2日提出

天草市長 馬場 昭治

(提案理由)

天草市総合計画を定めるには、天草市議会基本条例（平成24年天草市条例第24号）第1
1条第1項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 10 号

天草市過疎地域持続的発展計画の策定について

天草市過疎地域持続的発展計画を別冊のように定めるものとする。

令和 8 年 2 月 2 日提出

天草市長 馬場 昭治

(提案理由)

天草市過疎地域持続的発展計画を定めるには、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 11 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 18 年天草市条例第 21 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を別紙のとおり指定するものとする。

令和 8 年 2 月 2 日提出

天草市長 馬場 昭治

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

別紙

指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称	指定管理者となる団体	指定の期間
本渡南地区コミュニティセンター	天草市港町13番5号	本渡南地区振興会
本渡北地区コミュニティセンター	天草市今釜町10番43号	本渡北地区振興会
亀場地区コミュニティセンター	天草市亀場町亀川1698番地	亀場地区振興会
栌宇土地区コミュニティセンター	天草市栌宇土町1711番地	栌宇土地区振興会
志柿地区コミュニティセンター	天草市志柿町3390番地10	志柿地区振興会
志柿町瀬戸地区コミュニティセンター		
下浦地区コミュニティセンター	天草市下浦町1282番地	下浦地区振興会
楠浦地区コミュニティセンター	天草市楠浦町2366番地	楠浦地区振興会
本町地区コミュニティセンター	天草市本町本832番地	本町地区振興会
佐伊津地区コミュニティセンター	天草市佐伊津町2258番地	佐伊津地区振興会
宮地岳地区コミュニティセンター	天草市宮地岳町5616番地2	宮地岳地区振興会
牛深地区コミュニティセンター	天草市牛深町122番地2	牛深地区振興会
久玉地区コミュニティセンター	天草市久玉町1412番地12	久玉地区振興会
魚貫地区コミュニティセンター	天草市魚貫町5536番地1	魚貫地区振興会
深海地区コミュニティセンター	天草市深海町1842番地42	深海地区振興会
二浦地区コミュニティセンター	天草市二浦町亀浦1035番地11	二浦地区振興会
楠甫地区コミュニティセンター	天草市有明町楠甫4629番地7	楠甫地区振興会
大浦地区コミュニティセンター	天草市有明町大浦1723番地1	大浦地区振興会
須子地区コミュニティセンター	天草市有明町須子2082番地3	須子地区振興会
赤崎地区コミュニティセンター	天草市有明町赤崎1801番地1	赤崎地区振興会
上津浦地区コミュニティセンター	天草市有明町上津浦3706番地4	上津浦地区振興会
下津浦地区コミュニティセンター	天草市有明町下津浦2505番地2	下津浦地区振興会
島子地区コミュニティセンター	天草市有明町大島子2669番地	島子地区振興会
御所浦地区コミュニティセンター	天草市御所浦町御所浦4310番地5	御所浦地区振興会

別紙

指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称	指定管理者となる団体	指定の期間
御所浦南地区コミュニティセンター	天草市御所浦町御所浦6196番地2	御所浦南地区振興会
牧島地区コミュニティセンター	天草市御所浦町牧島625番地7	牧島地区振興会
御所浦北地区コミュニティセンター	天草市御所浦町横浦383番地6	御所浦北地区振興会
嵐口地区コミュニティセンター	天草市御所浦町御所浦2895番地14	嵐口地区振興会
浦地区コミュニティセンター	天草市倉岳町浦3089番地1	浦地区振興会
棚底地区コミュニティセンター	天草市倉岳町棚底1786番地4	棚底地区振興会
宮田地区コミュニティセンター	天草市倉岳町宮田1327番地1	宮田地区振興会
栖本地区コミュニティセンター	天草市栖本町河内4414番地1	栖本地区振興会
小宮地地区コミュニティセンター	天草市新和町小宮地669番地1	小宮地地区振興会
宮南地区コミュニティセンター	天草市新和町小宮地10821番地1	宮南地区振興会
大宮地地区コミュニティセンター	天草市新和町大宮地4275番地1	大宮地地区振興会
大多尾地区コミュニティセンター	天草市新和町大多尾2852番地1	大多尾地区振興会
中田地区コミュニティセンター	天草市新和町中田2270番地5	中田地区振興会
碇石地区コミュニティセンター	天草市新和町碇石959番地1	碇石地区振興会
御領地区コミュニティセンター	天草市五和町御領6692番地1	御領まちづくり振興会
鬼池地区コミュニティセンター	天草市五和町鬼池1184番地	鬼池まちづくり振興会
二江地区コミュニティセンター	天草市五和町二江3066番地	二江まちづくり振興会
手野地区コミュニティセンター	天草市五和町手野一丁目3768番地3	手野まちづくり振興会
城河原地区コミュニティセンター	天草市五和町城河原一丁目17番地1	城河原地域づくり振興会
福連木地区コミュニティセンター	天草市天草町福連木3645番地2	福連木里づくり振興会
下田北地区コミュニティセンター	天草市天草町下田北534番地1	下田北地区振興会
下田南地区コミュニティセンター	天草市天草町下田南3040番地1	下田南地区振興会
高浜地区コミュニティセンター	天草市天草町高浜南501番地1	高浜地区振興会
大江地区コミュニティセンター	天草市天草町大江7480番地5	大江地域づくり振興会

別紙

指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称	指定管理者となる団体		指定の期間
新合地区コミュニティセンター	天草市河浦町新合2008番地4	新合地区振興会	令和8年4月1日から令和9年3月31日
一町田地区コミュニティセンター	天草市河浦町河浦5223番地	一町田地区振興会	令和8年4月1日から令和9年3月31日
富津地区コミュニティセンター	天草市河浦町崎津1117番地2	富津地区振興会	令和8年4月1日から令和9年3月31日
宮野河内地区コミュニティセンター	天草市河浦町宮野河内337番地6	宮野河内地区振興会	令和8年4月1日から令和9年3月31日

議第 12 号

指定管理者の指定について

天草市本渡水産物荷さばき施設条例（平成 22 年天草市条例第 86 号）第 11 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 8 年 2 月 2 日提出

天草市長 馬場 昭治

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

天草市本渡水産物荷さばき施設

2 指定管理者となる団体

天草市港町 10 番 19 号

天草漁業協同組合

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 13 号

指定管理者の指定について

天草市下田温泉センター条例（平成 18 年天草市条例第 220 号）第 15 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 8 年 2 月 2 日提出

天草市長 馬場 昭治

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

天草市下田温泉センター

2 指定管理者となる団体

天草市天草町下田北 1327 番地

天草市特定地域づくり事業協同組合

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

令和7年度天草市一般会計補正予算（第12号）

令和7年度天草市の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 549,207 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 68,957,885 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和8年2月2日提出

天草市長 馬場 昭治

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税		22,636,000	431,507	23,067,507
	1 地方交付税	22,636,000	431,507	23,067,507
13 分担金及び負担金		101,759	△ 1,021	100,738
	1 分担金	26,798	△ 1,021	25,777
15 国庫支出金		9,805,178	△ 120,434	9,684,744
	2 国庫補助金	3,304,542	△ 120,434	3,184,108
16 県支出金		4,834,265	△ 1,665	4,832,600
	2 県補助金	1,770,562	△ 1,665	1,768,897
19 繰入金		3,551,124	187,820	3,738,944
	2 基金繰入金	3,498,064	187,820	3,685,884
22 市債		8,629,400	53,000	8,682,400
	1 市債	8,629,400	53,000	8,682,400
補 正 さ れ な か つ た 款 項 に 係 る 額		18,850,952		18,850,952
歳 入 合 計		68,408,678	549,207	68,957,885

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		12,417,204	461,164	12,878,368
	1 総務管理費	11,519,038	458,986	11,978,024
	4 戸籍住民基本台帳費	183,455	2,178	185,633
3 民生費		19,972,985	△ 244,602	19,728,383
	1 社会福祉費	6,195,229	△ 279,870	5,915,359
	3 児童福祉費	7,465,966	11,781	7,477,747
	4 生活保護費	1,419,421	23,487	1,442,908
4 衛生費		6,579,114	17,179	6,596,293
	1 保健衛生費	1,033,516	9,367	1,042,883
	5 病院費	1,236,237	7,812	1,244,049
5 農林水産業費		2,685,942	216,777	2,902,719
	1 農業費	1,574,462	154,640	1,729,102
	2 林業費	333,964	△ 12,105	321,859
	3 水産業費	777,516	74,242	851,758
6 商工費		3,675,127	367,657	4,042,784
	1 商工費	3,675,127	367,657	4,042,784
7 土木費		4,652,887	△ 268,968	4,383,919
	2 道路橋梁費	3,253,001	△ 253,428	2,999,573
	4 港湾費	159,979	16,500	176,479
	5 都市計画費	327,080	△ 32,040	295,040
補正されなかつた款項に係る額		18,425,419		18,425,419
歳出合計		68,408,678	549,207	68,957,885

第2表 緑越明許費補正

1 追 加

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	天草支所営繕事業	12,571
		LPGガス使用世帯価格高騰支援事業	89,644
	4 戸籍住民基本台帳費	戸籍システム等改修事業	2,178
3 民生費	2 高齢者福祉費	公的介護施設等整備支援事業	941
	3 児童福祉費	私立保育園等整備事業	168,225
		保育所等給食食材費高騰対策事業	17,372
		保育所等光熱費高騰対策事業	12,720
	5 災害救助費	令和7年8月豪雨被災者支援事業	62,470
4 衛生費	1 保健衛生費	保健福祉センター整備事業	19,866
	2 環境費	災害廃棄物処理事業	7,000

款	項	事業名	金額
5 農林水産業費	1 農業費	令和7年8月豪雨農業用機械等復旧支援事業	24,000
		農業者支援物価高騰緊急対策事業	109,900
		畜産業物価高騰緊急対策事業	40,000
		令和7年8月豪雨園芸作物・施設等復旧支援事業	11,850
		農業水路等長寿命化・防災減災事業	24,618
	3 水産業費	地域水産物海外市場ターゲット拡大緊急支援事業	1,000
		水産業物価高騰緊急対策事業	70,742
		水産基盤整備事業	180,000
6 商工費	1 商工費	中小企業・小規模事業者緊急支援事業	80,000
		令和7年度物価高騰対策住宅リフォーム助成事業	105,000
		令和7年度物価高騰対策商工事業者応援チャージ券発行支援事業	163,795
		観光施設整備事業	32,500
7 土木費	2 道路橋梁費	道路メンテナンス事業	140,484
		橋梁維持補修事業	1,104,448
9 教育費	2 小学校費	小学校施設大規模改造事業	36,323
	3 中学校費	中学校施設大規模改造事業	23,194

款	項	事業名	金額
10 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	現年発生単独災害復旧事業（農業施設等）	65,000
	2 公共土木施設災害復旧費	現年発生補助災害復旧事業（市営住宅）	19,000

2 変更

(単位：千円)

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
5 農林水産業費	3 水産業費	津波・高潮危機管理対策事業	20,000	補正前に同じ	40,000
7 土木費	2 道路橋梁費	市道改良（単独）事業	37,500	補正前に同じ	97,500

第3表 地方債補正

1 変更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業農村整備事業	178,300	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率の 見直しを行った 後においては、 当該見直し後の 利率)	政府資金については その融資条件により、 銀行その他の場合には その債権者と協定する ものによる。ただし、 市財政の都合により据 置期間及び償還期限を 短縮し、又は繰上償還 もしくは低利に借換え することができる。	233,700	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ
治山事業	3,900	"	"	"	0	"	"	"
漁港施設整備事業	235,000	"	"	"	237,500	"	"	"
道路橋梁整備事業	1,869,300	"	"	"	1,793,900	"	"	"
港湾改修事業	112,500	"	"	"	128,100	"	"	"
街路整備事業	20,100	"	"	"	14,100	"	"	"
公園整備事業	79,900	"	"	"	70,700	"	"	"
災害復旧事業	1,810,500	"	"	"	1,884,500	"	"	"

議第15号

令和7年度天草市病院事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和7年度天草市の病院事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和7年度天草市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 病院事業収益	4,471,662 千円	7,812 千円	4,479,474 千円
第2項 医業外収益	887,554 千円	7,812 千円	895,366 千円

（他会計からの補助金）

第3条 予算第9条に定めた補助金の金額を次のように改める。

款	項	既決予定額	補正予定額	計
病院事業収益	医業外収益	25,009 千円	7,812 千円	32,821 千円
合 計		27,759 千円	7,812 千円	35,571 千円

令和8年2月2日提出

天草市長 馬場 昭治

令和7年度天草市下水道事業会計補正予算（第7号）

(総則)

第1条 令和7年度天草市の下水道事業会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

(資本的収入及び支出)

第2条 予算第4条本文括弧書中、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額598,792千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額58,166千円、減債積立金40,000千円、過年度分損益勘定留保資金326,345千円、当年度分損益勘定留保資金174,281千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額605,792千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額59,438千円、減債積立金40,000千円、過年度分損益勘定留保資金326,345千円、当年度分損益勘定留保資金180,009千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)	收 入
				支 出
第1款 資本的収入	907,937千円	7,000千円	914,937千円	
第2項 補助金	349,552千円	7,000千円	356,552千円	
第1款 資本的支出	1,506,729千円	14,000千円	1,520,729千円	
第1項 建設改良費	964,939千円	14,000千円	978,939千円	

令和8年2月2日提出

天草市長 馬場 昭治

令和8年度天草市一般会計予算

令和8年度天草市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 60, 923, 664千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2, 000, 000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和8年2月2日提出

天草市長 馬場 昭治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 : 千円)

款	項	金額
1 市税		7,686,224
	1 市民税	3,031,940
	2 固定資産税	3,477,550
	3 軽自動車税	303,213
	4 市たばこ税	530,000
	6 入湯税	25,000
	7 都市計画税	318,521
2 地方譲与税		581,566
	1 地方揮発油譲与税	94,000
	2 自動車重量譲与税	377,000
	3 森林環境譲与税	108,666
	4 航空機燃料譲与税	1,900
3 利子割交付金		33,000
	1 利子割交付金	33,000
4 配当割交付金		32,000
	1 配当割交付金	32,000
5 株式等譲渡所得割交付金		53,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	53,000
6 法人事業税交付金		163,000
	1 法人事業税交付金	163,000

歳 入

(単位 : 千円)

款	項	金額
7 地方消費税交付金		2,211,000
	1 地方消費税交付金	2,211,000
8 ゴルフ場利用税交付金		10,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	10,000
9 環境性能割交付金		4,000
	1 環境性能割交付金	4,000
10 地方特例交付金		111,000
	1 地方特例交付金	111,000
11 地方交付税		22,515,000
	1 地方交付税	22,515,000
12 交通安全対策特別交付金		5,000
	1 交通安全対策特別交付金	5,000
13 分担金及び負担金		138,804
	1 分担金	63,445
	2 負担金	75,359
14 使用料及び手数料		679,409
	1 使用料	480,903
	2 手数料	198,506

歳 入

(単位 : 千円)

款	項	金額
15 国庫支出金		10,191,620
	1 国庫負担金	9,056,009
	2 国庫補助金	1,115,822
	3 国庫委託金	19,789
16 県支出金		4,637,987
	1 県負担金	2,617,680
	2 県補助金	1,857,687
	3 県委託金	162,620
17 財産収入		158,788
	1 財産運用収入	128,485
	2 財産売払収入	30,303
18 寄附金		2,515,000
	1 寄附金	2,515,000
19 繰入金		3,904,290
	1 特別会計繰入金	56,137
	2 基金繰入金	3,848,153
20 繰越金		1
	1 繰越金	1

歳 入

(単位 : 千円)

款	項	金額
21 諸収入		536,875
	1 延滞金、加算金及び過料	1,815
	2 市預金利子	12,862
	3 貸付金元利収入	523
	4 受託事業収入	58,449
	5 雜入	463,226
22 市債		4,756,100
	1 市債	4,756,100
歳 入 合	計	60,923,664

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 議会費		266,899
	1 議会費	266,899
2 総務費		9,038,301
	1 総務管理費	8,385,173
	2 徴稅費	335,698
	3 地籍調査費	41,331
	4 戸籍住民基本台帳費	170,311
	5 選挙費	49,168
	6 統計調査費	29,116
	7 監査委員費	27,504
3 民生費		18,763,344
	1 社会福祉費	5,680,924
	2 高齢者福祉費	4,837,644
	3 児童福祉費	6,821,632
	4 生活保護費	1,417,094
	5 災害救助費	6,050

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
4 衛生費		7,234,596
	1 保健衛生費	989,918
	2 環境費	4,132,630
	3 斎場費	148,122
	4 水道費	509,311
	5 病院費	1,310,918
	6 看護専門学校費	143,697
5 農林水産業費		2,456,171
	1 農業費	1,462,937
	2 林業費	299,712
	3 水産業費	693,522
6 商工費		2,529,413
	1 商工費	2,529,413
7 土木費		2,702,911
	1 土木管理費	212,943
	2 道路橋梁費	1,200,084
	3 河川費	281,043
	4 港湾費	85,108
	5 都市計画費	352,183
	7 住宅費	571,550

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	金額
8 消防費		2,563,138
	1 消防費	2,563,138
9 教育費		4,070,466
	1 教育総務費	1,244,462
	2 小学校費	438,778
	3 中学校費	287,688
	4 幼稚園費	65,521
	6 学校給食費	1,028,956
	7 社会教育費	1,005,061
10 災害復旧費		4,892,570
	1 農林水産施設災害復旧費	469,760
	2 公共土木施設災害復旧費	4,422,810
11 公債費		6,375,855
	1 公債費	6,375,855
13 予備費		30,000
	1 予備費	30,000
歳 出 合 計		60,923,664

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
令和7年8月豪雨災害利子補給	令和9年度～令和10年度	57,060
国指定重要文化財祇園橋保存整備事業	令和9年度～令和12年度	1,532,421

第3表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
公共交通対策事業	130,800	証券発行 又は 証券購入	5. 0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる資金について、利 率の見直しを行った後におい ては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資 条件により、銀行その他の場合 にはその債権者と協定するもの による。ただし、市財政の都合 により据置期間及び償還期限を 短縮し、又は繰上償還もしくは 低利に借換えすることができる。
コミュニティセンター整備事業	63,500			
体育施設整備事業	276,600			
庁舎整備事業	9,000			
普通財産施設整備事業	84,200			
電子入札共同利用システム整備事業	4,900			
児童福祉施設整備事業	34,700			
クリーンセンター整備事業	673,200			
農業農村整備事業	125,100			
農林業施設整備事業	64,100			
治山事業	4,200			
漁港施設整備事業	329,400			
観光施設整備事業	58,100			
道路橋梁整備事業	247,900			
河川整備事業	109,600			
港湾改修事業	35,500			

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
街路整備事業	78,100	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる資金について、利 率の見直しを行った後におい ては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資 条件により、銀行その他の場合 にはその債権者と協定するもの による。ただし、市財政の都合 により据置期間及び償還期限を 短縮し、又は繰上償還もしくは 低利に借換えすることができる。
公園整備事業	50,200			
消防防災施設整備事業	674,900			
小学校施設整備事業	94,700			
中学校施設整備事業	38,300			
共同調理場施設整備事業	3,900			
社会教育施設整備事業	7,200			
文化財整備事業	43,300			
文化施設整備事業	29,400			
資料館整備事業	1,100			
災害復旧事業	1,484,200			
計	4,756,100			

令和8年度天草市国民健康保険特別会計予算

令和8年度天草市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 10,593,062千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和8年2月2日提出

天草市長 馬場 昭治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 : 千円)

款	項	金額
1 国民健康保険税		1,335,539
	1 国民健康保険税	1,335,539
2 使用料及び手数料		650
	2 手数料	650
3 国庫支出金		1,452
	2 国庫補助金	1,452
5 県支出金		8,217,931
	1 県負担金・補助金	8,217,931
6 財産収入		2,631
	1 財産運用収入	2,631
7 繰入金		1,023,264
	1 一般会計繰入金	865,295
	2 基金繰入金	157,969
8 繰越金		1
	1 繰越金	1
9 諸収入		11,594
	1 延滞金、加算金及び過料	4,010
	2 預金利子	353
	3 雑入	7,231
歳 入	合 計	10,593,062

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	金額
1 総務費		153,462
	1 総務管理費	131,775
	2 徴稅費	8,899
	3 運営協議会費	521
	4 国民健康保険特別対策事業費	12,267
2 保険給付費		8,033,376
	1 療養諸費	6,914,816
	2 高額療養費	1,102,798
	3 移送費	300
	4 出産育児諸費	12,000
	5 葬祭諸費	3,400
	6 傷病手当金	62
3 国民健康保険事業費納付金		2,232,202
	1 医療給付費分	1,483,722
	2 後期高齢者支援金等分	517,511
	3 介護納付金分	186,452
	4 子ども・子育て支援納付金分	44,517

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	金額
6 保健事業費		140,403
	1 保健事業費	7,768
	2 特定健康診査等事業費	108,342
	3 総合保健施設事業費	24,293
7 基金積立金		2,631
	1 基金積立金	2,631
9 諸支出金		10,988
	1 償還金及び還付加算金	8,001
	2 繰出金	2,987
10 予備費		20,000
	1 予備費	20,000
歳 出 合	計	10,593,062

令和8年度天草市介護保険特別会計予算

令和8年度天草市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 11,472,902千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和8年2月2日提出

天草市長 馬場 昭治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 : 千円)

款	項	金額
1 保険料		1,819,941
	1 介護保険料	1,819,941
2 使用料及び手数料		200
	1 手数料	200
3 国庫支出金		2,946,571
	1 国庫負担金	1,922,394
	2 国庫補助金	1,024,177
4 支払基金交付金		2,992,045
	1 支払基金交付金	2,992,045
5 県支出金		1,624,184
	1 県負担金	1,579,155
	2 県補助金	45,029
6 財産収入		2,695
	1 財産運用収入	2,695
7 繰入金		2,085,712
	1 一般会計繰入金	1,787,712
	2 基金繰入金	298,000
8 繰越金		1
	1 繰越金	1
9 諸収入		1,553
	1 延滞金、加算金及び過料	120
	2 預金利子	922
	3 雑入	511
歳 入	合 計	11,472,902

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		267,000
	1 総務管理費	144,140
	2 徴収費	6,175
	3 介護認定審査会費	110,078
	4 趣旨普及費	412
	5 計画策定委員会費	6,195
2 保険給付費		10,774,000
	1 介護サービス等諸費	9,691,200
	2 介護予防サービス等諸費	323,100
	3 その他諸費	10,000
	4 高額介護サービス等費	261,000
	5 高額医療合算介護サービス等費	33,500
	6 特定入所者介護サービス等費	455,200
5 地域支援事業費		338,953
	1 介護予防・日常生活支援総合事業費	299,517
	2 包括的支援事業・任意事業費	39,436
6 基金積立金		2,695
	1 基金積立金	2,695
7 公債費		500
	1 公債費	500

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	金額
8 諸支出金		59,138
	1 償還金及び還付加算金	3,001
	3 繰出金	56,137
9 予備費		30,616
	1 予備費	30,616
歳 出	合 計	11,472,902

令和8年度天草市後期高齢者医療特別会計予算

令和8年度天草市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1, 822, 892千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年2月2日提出

天草市長 馬場 昭治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 : 千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		1,198,411
	1 後期高齢者医療保険料	1,198,411
2 使用料及び手数料		125
	1 手数料	125
5 繰入金		608,088
	1 一般会計繰入金	608,088
6 繰越金		1
	1 繰越金	1
7 諸収入		16,267
	1 延滞金、加算金及び過料	67
	2 預金利子	242
	3 償還金及び還付加算金	1,000
	4 雜入	14,958
歳 入	合 計	1,822,892

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	金額
1 総務費		44,812
	1 総務管理費	41,231
	2 徴収費	3,581
2 後期高齢者医療広域連合納付金		1,776,580
	1 熊本県後期高齢者医療広域連合納付金	1,776,580
4 諸支出金		1,000
	1 償還金及び還付加算金	1,000
5 予備費		500
	1 予備費	500
歳 出 合	計	1,822,892

令和8年度天草市浄化槽市町村整備推進事業特別会計予算

令和8年度天草市の浄化槽市町村整備推進事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 169, 845千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、4, 000千円と定める。

令和8年2月2日提出

天草市長 馬場 昭治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金額
2 使用料及び手数料		58,097
	1 使用料	58,097
6 繰入金		111,735
	1 一般会計繰入金	111,735
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 諸収入		12
	2 雜入	12
歳 入	合 計	169,845

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 処化槽市町村整備推進事業費		153,370
	1 処化槽市町村整備推進事業費	153,370
3 公債費		16,275
	1 公債費	16,275
4 予備費		200
	1 予備費	200
歳 出	合 計	169,845

令和8年度天草市国民健康保険診療施設特別会計予算

令和8年度天草市の国民健康保険診療施設特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 322, 673千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50, 000千円と定める。

令和8年2月2日提出

天草市長 馬場 昭治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 : 千円)

款	項	金額
1 診療収入		95,400
	1 診療収入	95,400
2 使用料及び手数料		718
	1 手数料	718
5 財産収入		509
	1 財産運用収入	508
	2 財産売払収入	1
6 繰入金		204,499
	1 一般会計繰入金	204,263
	2 特別会計繰入金	236
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 諸収入		12,446
	1 諸収入	12,446
9 市債		9,100
	1 市債	9,100
歳 入	合 計	322,673

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	金額
1 総務管理費		217,196
	1 総務管理費	217,196
2 医業費		44,241
	1 医業費	44,241
3 基金積立金		1
	1 基金積立金	1
4 公債費		60,635
	1 公債費	60,635
5 予備費		600
	1 予備費	600
歳 出 合 計		322,673

第2表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
国民健康保険診療施設整備事業	9,100	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる資金について、利 率の見直しを行った後におい ては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資 条件により、銀行その他の場合 にはその債権者と協定するもの による。ただし、市財政の都合 により据置期間及び償還期限を 短縮し、又は繰上償還もしくは 低利に借換えすることができる。

令和8年度天草市斎場事業特別会計予算

令和8年度天草市の斎場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 177, 878千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10, 000千円と定める。

令和8年2月2日提出

天草市長 馬場 昭治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 : 千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		9,653
	1 使用料	9,653
2 繰入金		148,122
	1 一般会計繰入金	148,122
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		2
	2 雜入	2
5 市債		20,100
	1 市債	20,100
歳 入	合 計	177,878

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	金額
1 斎場事業費		96,687
	1 斎場事業費	96,687
2 公債費		79,191
	1 公債費	79,191
3 予備費		2,000
	1 予備費	2,000
歳 出 合	計	177,878

第2表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
斎場整備事業	20,100	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる資金について、利 率の見直しを行った後におい ては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資 条件により、銀行その他の場合 にはその債権者と協定するもの による。ただし、市財政の都合 により据置期間及び償還期限を 短縮し、又は繰上償還もしくは 低利に借換えすることができる。

令和8年度天草市一町田財産区特別会計予算

令和8年度天草市の一町田財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 14, 271千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年2月2日提出

天草市一町田財産区管理者

天草市長 馬場 昭治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 : 千円)

款	項	金額
1 財産収入		75
	1 財産運用収入	73
	2 財産売払収入	2
2 繰越金		14,167
	1 繰越金	14,167
3 諸収入		29
	1 預金利子	28
	2 雑入	1
歳 入	合 計	14,271

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	金額
1 総務費		1,265
	1 総務管理費	1,265
2 予備費		13,006
	1 予備費	13,006
歳 出	合 計	14,271

令和8年度天草市新合財産区特別会計予算

令和8年度天草市の新合財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1, 181千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年2月2日提出

天草市新合財産区管理者

天草市長 馬場 昭治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 : 千円)

款	項	金額
1 財産収入		2
	1 財産売払収入	2
2 繰越金		1,176
	1 繰越金	1,176
3 諸収入		3
	1 預金利子	2
	2 雜入	1
歳 入	合 計	1,181

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	金額
1 総務費		295
	1 総務管理費	295
2 予備費		886
	1 予備費	886
歳 出	合 計	1,181

令和8年度天草市病院事業会計予算

(総 則)

第1条 令和8年度天草市の病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数		217	床
一般病床		164	床
療養病床		33	床
結核病床		20	床
(2) 延患者数		202,786	人
入院患者数	一般病床	55,845	人
	療養病床	11,680	人
	結核病床	1,095	人
外来患者数	一般外来	127,020	人
	介護サービス	7,146	人

(3) 一日平均患者数		647 人
入院患者数	一般病床	153 人
	療養病床	32 人
	結核病床	3 人
外来患者数	一般外来	435 人
	介護サービス	24 人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 病院事業収益		4,280,350 千円
第1項 医業収益		3,276,287 千円
第2項 医業外収益		1,004,051 千円
第3項 特別利益		12 千円
	支	出
第1款 病院事業費用		4,403,489 千円
第1項 医業費用		4,357,433 千円
第2項 医業外費用		45,248 千円
第3項 特別損失		8 千円
第4項 予備費		800 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 208,142 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 524 千円及び過年度分損益勘定留保資金 207,618 千円で補てんするものとする。）。

收 入

第1款 資本的収入	
第1項 企業債	265,099 千円
第2項 他会計負担金	85,800 千円
第3項 県補助金	175,174 千円
	4,125 千円

支 出

第1款 資本的支出	
第1項 建設改良費	473,241 千円
第2項 企業債償還金	115,372 千円
	357,869 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
医療事務業務委託料	令和9年度～令和11年度	311,490 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院施設整備事業及び 医療機器整備事業	85,800千円	証書借入 又は 証券発行	5. 0%以内 (ただし、利率見直し方 式で借り入れる資金に ついて、利率の見直しを 行った後においては、当 該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、 銀行その他の場合にはその債権者と協定す るものによる。ただし、市財政の都合により 据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償 還もしくは低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 収益的支出における医業費用・医業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用す
る場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	2,882,726 千円
(2) 交際費	561 千円

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額及び理由は、次のとおりと定める。

款	項	金額	理由
病院事業収益	医業外収益	62,565 千円	研究研修費、児童手当等に要する経費等の一部を補助するため

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、350,000 千円と定める。

令和8年2月2日提出

天草市長 馬場 昭治

議第27号

令和8年度天草市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度天草市の水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 納水戸数	33,683戸
(2) 年間総給水量	7,526,651 m ³
(3) 一日平均給水量	20,620 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
ア 管路整備事業	375,160千円
イ 施設整備事業	315,452千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収入
第1款 水道事業収益	2,463,644千円
第1項 営業収益	1,937,298千円
第2項 営業外収益	526,336千円
第3項 特別利益	10千円

支 出

第1款 水道事業費用	2,285,949 千円
第1項 営業費用	2,201,691 千円
第2項 営業外費用	83,418 千円
第3項 特別損失	640 千円
第4項 予備費	200 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額929, 964千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額79, 077千円及び過年度分損益勘定留保資金850, 887千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	605,319 千円
第1項 企業債	407,600 千円
第2項 出資金	162,617 千円
第3項 補助金	6,666 千円
第4項 工事負担金	28,436 千円

支 出

第1款 資本的支出	1,535,283 千円
第1項 建設改良費	905,169 千円
第2項 企業債償還金	630,114 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業	407,600 千円	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用 (消費税及び地方消費税に限る。)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 174,593 千円

(他会計からの補助金)

第8条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額及び理由は、次のとおりと定める。

款	項	金額	理由
水道事業収益	営業外収益	322,694 千円	水道事業会計の経営基盤確立のため。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。

令和8年2月2日提出

天草市長 馬場 昭治

令和8年度天草市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和8年度天草市の下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 処理戸数	13,449 戸
(2) 年間総処理水量	3,914,200 m ³
(3) 一日平均処理水量	10,724 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
ア 管渠建設改良事業	124,981 千円
イ ポンプ場建設改良事業	158,182 千円
ウ 処理場建設改良事業	676,283 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

收 入

第1款 下水道事業収益	1,944,049 千円
-------------	--------------

第1項 営業収益	881,820 千円
----------	------------

第2項 営業外収益	1,062,229 千円
-----------	--------------

支 出

第1款 下水道事業費用	1,906,239 千円
-------------	--------------

第1項 営業費用	1,846,820 千円
----------	--------------

第2項 営業外費用	58,719 千円
-----------	-----------

第3項 特別損失	500 千円
----------	--------

第4項 予備費	200 千円
---------	--------

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額681,910千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額56,590千円、過年度分損益勘定留保資金367,647千円及び当年度分損益勘定留保資金257,673千円で補てんするものとする。）。

收 入

第1款 資本的収入	906,373 千円
-----------	------------

第1項 企業債	461,200 千円
---------	------------

第2項 補助金	438,816 千円
---------	------------

第3項 受益者負担金及び分担金	6,357 千円
-----------------	----------

支 出

第1款 資本的支出	1,588,283 千円
第1項 建設改良費	1,063,368 千円
第2項 企業債償還金	524,915 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
天草市水洗便所等改造資金の利子補給等規程に基づく利子補給 (令和8年度)	令和9年度～令和13年度	452 千円
	年度別内訳	
	令和9年度	160 千円
	令和10年度	124 千円
	令和11年度	92 千円
	令和12年度	56 千円
	令和13年度	20 千円
天草市水洗便所等改造資金の利子補給等規程に基づく損失補償	金融機関が補償の履行日として指定する期間	天草市水洗便所等改造資金の利子補給等規程に基づき改造工事を行う者に対し、金融機関が1箇所(世帯)につき700千円以内で貸付けた融資総額の50%を限度に損失補償

事 項	期 間	限 度 額
移動脱水車更新	令和9年度	100,000 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業	461,200 千円	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる資金について、利 率の見直しを行った後にお いては、当該見直し後の利 率)	政府資金についてはその融資条件に より、銀行その他の場合にはその債権者 と協定するものによる。ただし、市財政 の都合により据置期間及び償還期限を 短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借 換えすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、400,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用（消費税及び地方消費税に限る。）

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

98,800 千円

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額及び理由は、次のとおりと定める。

款	項	金額	理由
下水道事業収益	営業外収益	538,902 千円	下水道事業会計の経営基盤確立のため。
資本的収入	補助金	29,526 千円	

令和8年2月2日提出

天草市長 馬場 昭治